施設入所費用のめやす

（ 令和3年5月現在 ）

料金表の基本設定

要介護3	負担割合1割	負担限度額第4段階

料金表・加算表の見方

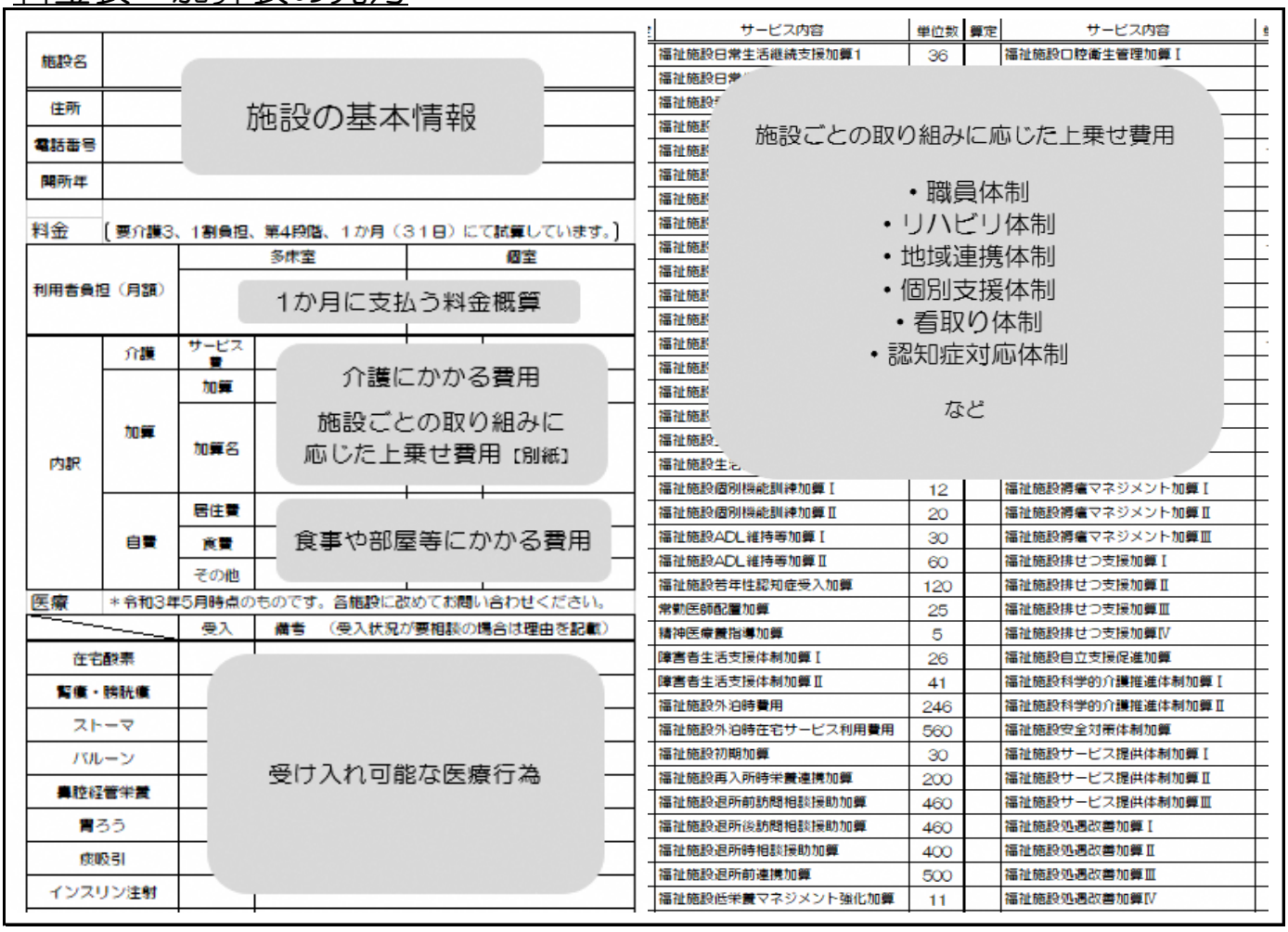

対象施設

安房管内の	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 介護老人保健施設 介護療養型医療施設・介護医療院	計 31施設

まとめ・発行

館山市健康福祉部高齢者福祉課　　電話：0470-22-3489
社会福祉法人 館山市社会福祉協議会　電話：0470-23-5068

＊料金の詳細は各施設へ直接お問い合わせ下さい。調査票の見方等は社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。

要介護度

＊要介護度別の入所要件

	介護量	料金負担	特養	老健	療養型	医療院
要支援1	(少ない)	(少ない)				
要支援2						
要介護1				○	○	○
要介護2				○	○	○
要介護3			○	○	○	○
要介護4			○	○	○	○
要介護5	(多い)	(多い)	○	○	○	○

負担割合

介護保険サービスを利用した場合には、費用の一定割合（1割～3割）を利用者の方が負担します。40歳から64歳までの2号被保険者で要介護（要支援）認定を受けている方の負担割合は1割です。65歳以上の要介護（要支援）認定を受けている方は、本人や世帯の所得に応じて負担割合が変わります。2割・3割負担となる方は下記の要件に該当する方です。

■2割負担になる方	
本人の「合計所得金額」が160万円以上の方のうち、 同一世帯の本人を含む65歳以上の方が以下の要件に該当する方	
単身世帯	2人以上の世帯
年金収入とその他の合計所得金額の合計が280万円以上340万円未満の方	年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円以上463万円未満の方

■3割負担になる方	
本人の「合計所得金額」が220万円以上の方のうち、 同一世帯の本人を含む65歳以上の方が以下の要件に該当する方	
単身世帯	2人以上の世帯
年金収入とその他の合計所得金額の合計が340万円以上の方	年金収入とその他の合計所得金額の合計が463万円以上の方

＊本人の合計所得金額が160万円以上あっても、同一世帯の本人を含む65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が、単身世帯で280万円、2人以上の世帯で346万円に満たない場合は1割負担になります。

負担限度額

≪令和３年８月から≫

施設入所の際の居住費・食費は原則全額自己負担ですが、所得の低い方の負担が重くなり過ぎないように、限度額の制度（介護保険負担限度額）が設けられています。
市町村担当窓口にて申請をすることで、利用者負担段階に応じた限度額が適用されます。

<table>
<tr><td rowspan="8">第1段階</td><td colspan="4">生活保護受給者。世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者。
預貯金等が単身で1000万円、夫婦で2,000万円以下。</td></tr>
<tr><td colspan="3">居住費</td><td>食費</td></tr>
<tr><td colspan="2">多床室</td><td>0円</td><td rowspan="5">300円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">従来型個室</td><td>特養</td><td>320円</td></tr>
<tr><td>老健・療養型・医療院</td><td>490円</td></tr>
<tr><td colspan="2">ユニット型個室的多床室</td><td>490円</td></tr>
<tr><td colspan="2">ユニット型個室</td><td>820円</td></tr>
<tr><td rowspan="8">第2段階</td><td colspan="4">世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下。
預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下。</td></tr>
<tr><td colspan="3">居住費</td><td>食費</td></tr>
<tr><td colspan="2">多床室</td><td>370円</td><td rowspan="5">390円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">従来型個室</td><td>特養</td><td>420円</td></tr>
<tr><td>老健・療養型・医療院</td><td>490円</td></tr>
<tr><td colspan="2">ユニット型個室的多床室</td><td>490円</td></tr>
<tr><td colspan="2">ユニット型個室</td><td>820円</td></tr>
<tr><td rowspan="8">第3段階</td><td colspan="4">①世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下。預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下。
②世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が120万円超え。預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下。</td></tr>
<tr><td colspan="3">居住費</td><td>食費</td></tr>
<tr><td colspan="2">多床室</td><td>370円</td><td rowspan="5">①650円
②1,360円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">従来型個室</td><td>特養</td><td>820円</td></tr>
<tr><td>老健・療養型・医療院</td><td>1,310円</td></tr>
<tr><td colspan="2">ユニット型個室的多床室</td><td>1,310円</td></tr>
<tr><td colspan="2">ユニット型個室</td><td>1,310円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第4段階</td><td colspan="4">上記以外の方。市町村民税課税世帯（負担限度額なし）。</td></tr>
<tr><td colspan="3">居住費</td><td>食費</td></tr>
<tr><td colspan="4">各施設の設定金額</td></tr>
</table>

〔　２号被保険者（４０～６４歳の医療保険加入者）の場合
段階に関わらず、預貯金等が1000万円以下、夫婦で2000万円以下。　〕